

指定管理者制度導入施設の管理運営検証結果【検証シート】

| 管理No. | | | |
|-------|-----------------------|--------|----------------|
| 施設の名称 | 加茂港緑地及び加茂レインボービーチ | 指定管理者 | (一財) 鶴岡市開発公社 |
| 所在地 | 鶴岡市今泉字大久保地内 | 県担当課 | 空港港湾課 |
| 指定期間 | 令和5年4月1日 ~ 令和10年3月31日 | (電話番号) | (023-630-2625) |
| 検証期間 | 令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日 | | |

| 検証項目 | 指定管理者による自己検証 | 県(施設所管課)による評価・検証 | |
|-------------------------------|--|------------------|--|
| 1 仕様書等に沿った管理・運営業務の履行状況 | | | |
| ① 管理・運営業務の履行状況 | ・加茂港緑地及び加茂レインボービーチ管理業務仕様書に基づいて業務を施行してきました。 ・隣接する加茂水族館と連携して管理を行ってきました。 | 評 価 B | 《評価の理由》 協定書や仕様書に基づき、施設設備の管理、保守点検及び施設利用の調整について、適正に実施されている。 |
| ② 管理・運営上の課題、問題点(改善すべきこと) | ・経年劣化等により設備に修復等が必要な箇所が増えました。 | | 《課題等の原因分析》 施設の経年劣化により不具合が生じている。 |
| 課題、問題点への今後の対応 | 指定管理者より修繕等の要望を受け、県で協議のうえ、修繕・対応計画を検討し、適宜修繕を行う。 | | |
| 2 利用者からの要望等への対応 | | | |
| ① 意見・要望等及びその対応状況 | ・意見・要望等はありません。 | 評 価 B | 《評価の理由》 自治振興会と協力しながら利用者のニーズ把握に適切に対応していると認められる。 |
| 意見・要望等への今後の対応 | 利用者からの要望について、指定管理者より依頼を受け、県で協議のうえ検討し、適宜対応する。 | | |
| 3 指定管理者制度活用の効果 | | | |
| ① サービスの向上 | ・日々施設内を点検すると共に、トイレ棟も毎日清掃を行ってきました。 ・シャワー室のカーテンレールの劣化が進んだことから、取り付け直しました。 ・海水浴場のパーゴラにはシートを掛けて日陰を作り、利用者の憩いの確保に努めてきました。 | 評 価 A | 《評価の理由》 利用者のニーズを的確に把握し、柔軟なサービス提供を実施している。 |
| ② 経費の節減 | ・効率性を考慮して、加茂水族館職員及び公社職員の双方で施設全般を管理してきました。 | 評 価 B | 《評価の理由》 環境整備や施設清掃等について、施設管理者自らが実施し、経費削減に努めている。 |
| ③ その他(地域の活性化、雇用の確保等) | ・海水浴場の開設については、地域と連携を図るため加茂地区自治振興会に運営を委託しました。 ・「渚の交番・カモンマーレ」とも連携し、イベントへの協力等により地域への活性化に努めました。 | 評 価 A | 《評価の理由》 地域との密接な活動を通して、地域貢献していると評価できる。 |
| 総合的な評価 | 施設の経年劣化等の問題を抱えながらも、地域の協力を得て地域の活性化に向けた施設運営に努めていると評価できる。 | | |

【評価指標】

- A : 仕様書等に定める水準を上回っている等、優れた対応がなされている。
- B : 概ね適正に実施されている。
- C : 部分的に改善等を要するところがあるが、既に対応済み又は対応見込みである。
- D : 仕様書等に定める水準に達しておらず、大いに改善を行う必要がある。

注) 検証項目については、施設の特性等に応じて適宜追加することができるものであること。